**一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会の会員に関する規程**

令和６年４月１日制定

第１章　総　則

（目的)

1. この規定は、一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会（以下「本　会」という。）定款（以下「定款」という。）の定めに基づき、会　員の入退会及び会費、運営その他につき、必要な事項を定めること　を目的とする。

　第２章　会員の種類

（会員の種類）

第２条　　本会は、定款第５条に基づき、次の会員を置く。

1. 正会員　　本会の目的に賛同し入会した、一定水準の技術や経験を　　　　　　 有する土木施設維持管理業を営む法人

⑵　特別会員　土木施設維持管理について学識経験を有する者で、当法人の目的に賛同して入会した個人

1. 名誉会員　本会に特に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき社　　　　　　 員総会において承認された個人
2. 賛助会員　本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した法人 又は団体

（正会員）

1. 正会員は、民法の定めに基づき、第２項に定めるものを除き、一般　社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とい　　　う。）上の社員とする。

　　２　　その正会員が「従たる事務所（本体となる法人に付随する事務所であり、単独で人格が認められないもの。支部・支店等と称される）」であるものは、法律の定めに基づき、社員になることはできない。

第３章　入退会及び会費、資格の得喪

（入会手続き)

1. 正会員として入会を希望する法人並びに団体は、下記に定める書面　に必要事項を記入し、会長に提出する。

一　　入会申込書（様式１）

二　　登記簿謄本（法人のみ）

三　　所属会員名簿（団体のみ）

四　　入会資格基準調書（様式２）

五　　本会役員（１名）による入会推薦書（様式３）

２　　特別会員及び名誉会員になろうとする者は、前項に定める書面のうち、一のみを提出する。

３　　賛助会員として入会を希望する法人並びに団体は、第４条第１項に定める書面のうち、一及び二のみを提出する。

（入会の承認）

第５条　　定款第６条の定めに基づき、入会希望者は、理事会の承認を得て会員資格を得る。

２　　　会長は、前項の申込みがあったとき、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、申込者に通知する。

３　　　会員資格を得た者に対し、当協会は入会承認書（様式４）を発行する。

（会員名簿）

第６条　　入会に関連する事項は、会員の種別ごとに、本会の管理する会員名簿に登録する。

２　 　 第４条の入会申込書に記載した主要事項に変更のあった場合は、変更届出書（様式５）により、遅滞なく届け出なければならない。

（入会金）

第７条　　当会の入会金は、下記の通りとする。

一　　正会員　　　１００，０００円

二　　特別会員　　　５０，０００円

三　　名誉会員　　　　　　　　なし

四　　賛助会員　　　５０，０００円

　２　　　入会金は、入会が認められた日から遅滞なく納入しなければならない。

（年会費）

第８条　　当会の年会費は、下記の通りとする。

一　　正会員　　　１８０，０００円

二　　特別会員　　　　　　　　なし

三　　名誉会員　　　　　　　　なし

四　　賛助会員　　　９０，０００円

　２　　　会費の請求は３月に請求するものとする。

（入会金・年会費の不返還）

第９条　　納入された入会金及び年会費は、返還しないものとする。

（退社)

第１０条　会員は、本会を退会するときは、退会届（様式６）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第１１条　当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

（会員の資格喪失）

第１２条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退社したとき。

⑵　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

⑶　１年以上会費を滞納したとき。

⑷　除名されたとき。

1. 総社員の同意があったとき。

第４章　社員総会における会員の権利

（構成）

第１３条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第１４条　正会員のうち、第３条１項に定める社員に該当するものは、社員総会の議決権を持つ。

２　　　社員総会における議決権の行使数は、社員１名につき１個とする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施工する。

附則

　この規程は、令和６年４月１日から施工する。

（別表）

　入会資格基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 資　格　基　準 |
| １.年間完業高 | ３，０００万円以上 |
| ２.資本金 | ３００万円以上 |
| ３.経営年数 | ３年以上 |
| ４.社会保険制度 | 加入していること |
| ５.従業員数 | ３名以上 |

（様式１）

入　会　申　込　書

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代表者の職氏名印 |  |
| 会社の所在地及び  電話・ＦＡＸ |  |
| 資本金 |  |
| 設立年月日 |  |
| 主として請負う  業務の種類 |  |
| メールアドレス |  |
|  |  |

一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会の事業活動に賛同するとともに、事業推進に協力したいので、入会を申し込み致します。

　　令和　　年　　月　　日

一般社団法人　埼玉県土木施設維持管理協会長　　様

（様式２）

入　会　資　格　基　準　調　書

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代表者の職氏名印 |  |
| 所在地 |  |

（入会資格基準）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 入会申込者 | 資　格　基　準 |
| １.年間完業高 |  | ３，０００万円以上 |
| ２.資本金 |  | ３００万円以上 |
| ３.経営年数 |  | ３年以上 |
| ４.社会保険制度 | 加入・未加入 | 加入していること |
| ５.従業員数 | 名 | ３名以上 |
| 判定結果 |  |  |

（様式３）

推　　薦　　書

（入会希望者）

|  |
| --- |
| 氏名又は会社名 |
| 代表者の名称氏名 |
| 入会希望者の所在地 |

上記の者、一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会に入会希望のところ、当協会定款第５条第１項に該当するものと認めますので、責任をもって入会を推薦いたします。

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　埼玉県土木施設維持管理協会

|  |  |
| --- | --- |
| 理事 | 佐久間　勝　㊞ |

一般社団法人　埼玉県土木施設維持管理協会長　　様

（様式４）

埼土協発第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

入　会　承　認　書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は会社名 |  |
| 代表者の名称氏名 |  |
| 所在地 |  |

貴社の入会について承認しましたので、一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会定款第６条第２項の規定により通知します。

一般社団法人　埼玉県土木施設維持管理協会

　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　　　山　口　新　次

（様式５）

変　更　届　出　書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　埼玉県土木施設維持管理協会長　様

届出者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記のとおり、届出事項に変更があったので届出します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 称号又は名称 |  |  |  |
| 代表者の氏名 |  |  |  |
| 所在地 |  |  |  |
| 電話 |  |  |  |
| ＦＡＸ |  |  |  |
| メールアドレス |  |  |  |

（様式６）

退　会　届

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　埼玉県土木施設維持管理協会長　様

届出者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会定款第８条第１項の規定により退会します。